

平成23年度

西東京市中小企業等資金融資検討委員会

検討結果報告書

西東京市中小企業等資金融資検討委員会

平成23年10月

1 設置規程

西東京市中小企業等資金融資検討委員会設置要綱

2 委員構成

| 区分 | 氏名 | 職名等 |
|------------|-------|--------------------------------|
| 学識経験者 | 大阿久 博 | 武蔵野大学 政治経済学部 教授 |
| | 小原 伯夫 | (有)小原総合事務所 取締役社長 |
| 取扱金融機関代表 | 亀山 和秀 | 西武信用金庫 保谷支店長 |
| | 高野 善弘 | 多摩信用金庫 田無支店長 (平成23年8月22日まで) |
| | 山本 芳昭 | 多摩信用金庫 田無支店長 (平成23年8月23日から) |
| 西東京商工会代表 | 岩崎 哲二 | 西東京商工会 商工振興課長補佐 |
| 生活文化スポーツ部長 | 宮寺 勝美 | 西東京市 生活文化スポーツ部長 |

委員長 副委員長

3 開催日時

- (1) 平成23年5月18日(水)午後3時00分から
- (2) 平成23年8月3日(水)午前9時00分から
- (3) 平成23年9月21日(水)午後2時00分から

4 平成23年度の調査、検討事項

- (1) 西東京市中小企業等融資あっせん制度の見直しについて
- (2) 西東京市勤労者等住宅資金融資あっせん制度の見直しについて

5 調査、検討結果

- (1) 西東京市中小企業等融資あっせん制度の見直しについて

新たな融資制度の全体構成

西東京市の中小企業向けの融資あっせん制度としては、市内の商工業者のセーフティネットとして基礎的な融資制度を構築する必要があり、次のとおり提言する。

ア 創業を目的とした資金を創設すること。創業資金を行うにあたっては、西東京創業支援・経営革新相談センターとの連携について検討すること。

イ 既存の中小企業向けの設備資金・運転資金に加えて、全国の統一保証制度の対象となる小口零細資金に対応すること。

ウ 特別対策については、景気の動向等を踏まえて今後検討すること。

なお、上記以外の融資制度については、基礎的な融資制度を構築した後の検討事項とする。

西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度の要件の見直し

西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度について、多摩地域の各市及び西東京市の周辺区市の制度を踏まえて本委員会での検討の結果、次のとおり提言する。

ア 法人代表者の住所要件（連帯保証人の住所要件）については、都内又は新座市と限定しないこと。

イ 法人事業者の事務所の所在要件は市内とし、現状から変更しないこと。

ウ 個人事業者の事務所の所在要件及び住所要件は市内とし、現状から変更しないこと。

エ 融資制度の複数回利用（償還完了前の再融資など）については、借受人にとって負担軽減などにも繋がることから今後の検討事項とされたい。

オ 融資限度額や償還期間については、他市と概ね同等の水準であると認められ現状を是とするが、今後各融資制度の性格等も考慮しながら検証していくこと。

カ 連帯保証人については今後も原則1人以上を要することとする。ただし信用保証協会等の取扱いにより法人事業者の場合は代表者が連帯保証人となることを要し、一方で個人事業者の場合は連帯保証人が不要とすることに対応しつつ、信用保証協会等や各金融機関において必要があった場合に連帯保証人をとれるような取扱いになるよう留意すること。

キ 「申込のための添付書類」について、申込要件を精査する中で少しでも簡素化できるよう検討すること。

ク 融資の手続は迅速な手続が求められている点に十分留意すること。

ケ 融資利率、利子補給率、信用保証料の助成割合については、本委員会で検証の結果、以下の内容とすることに特に異存はない。

（ア）融資利率

長期プライムレートと短期プライムレートの他市の融資制度における取扱状況を検証しつつ、これまでの融資利率との整合性を踏まえて、各年1月1日の短期プライムレートに0.5%を加えたものを融資利率とすること。

（イ）利子補給率

市の基礎的な融資については1/2、景気対策など時限的に取扱う運転資金については10/10とすること。

（ウ）信用保証料の助成割合

信用保証料の助成割合について、現在全ての資金を10/10としているところであり、今後も同様の取扱いとすること。

以上を踏まえて新たな融資制度の概要等を別表1、2、3のとおりとする。

別表1 融資制度の概要

| No | 資金の区分 | 資金の用途 | 融資限度額 | 償還期間 | 据置期間 | 制度間利用 | 備考 |
|----|------------------------|---------------|----------------------------|------|------|----------------------------------|--------------------------|
| 1 | (仮称)普通 事業資金 | 運転資金 | 700万円 | 5年以内 | 6月以内 | 3と併用可 | 中小企業運転 資金・設備資 金を統合 |
| | | 設備資金 | 1,000万円 | 7年以内 | 6月以内 | | |
| | | 運転資金・ 設備資金 | 1,000万円 | 7年以内 | 6月以内 | | |
| 1 | (仮称)小規模 企業者事業資 金 | 運転資金 | 700万円 | 5年以内 | 6月以内 | 3と併用可 | 全国の統一保 証制度 |
| | | 設備資金 | 1,000万円 | 7年以内 | 6月以内 | | |
| | | 運転資金・ 設備資金 | 1,000万円 | 7年以内 | 6月以内 | | |
| 2 | (仮称)創業 資金 | 運転資金 | 700万円 | 5年以内 | 6月以内 | 1(1),3 と併用可 (ただし1 年経過後) | |
| | | 設備資金 | 1,000万円 | 7年以内 | 6月以内 | | |
| | | 運転資金・ 設備資金 | 1,000万円 | 7年以内 | 6月以内 | | |
| 3 | 特別対策運転 資金 | 運転資金 | 500万円 (緊急利用者 は300万円) | 5年以内 | 6月以内 | 1(1)と 併用可 | 継続について 検討 |

別表2 連帯保証人の要件

| No | 資金の区分 | 連帯保証人の要件 |
|----|--------------------|--|
| 1 | (仮称)普通事業資金 | (住所要件なし) |
| 1 | (仮称)小規模企業者 事業資金 | (1)保証協会等の基準に準じていること |
| | | (2)一定の職業を有していることなど |
| 2 | (仮称)創業資金 | (3)区市町村民税の納税義務者であって、滞納して いないことなど |
| 3 | 特別対策運転資金 (継続検討) | (4)それぞれの資金の区分の融資を受けていないこ と、又はその連帯保証人になっていないこと |

別表3 融資利率等一覧表

| No | 資金の区分 | 資金の用途 | 融資利率 | 利子補給率 | 信用保証 助成割合 |
|----|--------------------|---------------|----------|-------|--------------|
| 1 | (仮称)普通事業資金 | 運転資金 | 短プラ+0.5% | 1/2 | 10/10 |
| | | 設備資金 | 短プラ+0.5% | 1/2 | 10/10 |
| | | 運転資金・ 設備資金 | 短プラ+0.5% | 1/2 | 10/10 |
| 1 | (仮称)小規模企業 者事業資金 | 運転資金 | 短プラ+0.5% | 1/2 | 10/10 |
| | | 設備資金 | 短プラ+0.5% | 1/2 | 10/10 |
| | | 運転資金・ 設備資金 | 短プラ+0.5% | 1/2 | 10/10 |
| 2 | (仮称)創業資金 | 運転資金 | 短プラ+0.5% | 1/2 | 10/10 |
| | | 設備資金 | 短プラ+0.5% | 1/2 | 10/10 |
| | | 運転資金・ 設備資金 | 短プラ+0.5% | 1/2 | 10/10 |
| 3 | 特別対策運転資金 (検討) | 運転資金 | 短プラ+0.5% | 10/10 | 10/10 |

短プラ：短期プライムレート（各年1月1日の値を採用）

創業支援・経営革新相談センターの活用方策への提言

西東京創業支援・経営革新相談センター（以下「センター」という。）は、市内中小企業の活性化と地域振興を図るため、創業・新規開業及び経営革新を目指す人を支援することによって、市内における商工業者の数を増やすことを目的として、平成14年度に西東京商工会が開設した。現在でも多摩地域においては、唯一設置している自治体となっている。

センターの業務内容としては、創業・開業・経営改善のための講習会、経営・情報・法律・金融などの専門家による特別相談、公的支援の相談、情報の提供などを実施している。

今回、本委員会での検討の結果、（仮称）創業資金の創設を提言したことに伴い、この資金を融資するにあたってセンターを活用して創業を一体的に支援できるような環境の整備をすることを併せて提言する。

具体的な活用方策の提言項目としては、

- ア 創業計画書作成に当たっての経営診断と創業後の経営指導
- イ （仮称）創業資金の融資受付
- ウ 市は、上記ア及びイに係る必要な経費を負担する。

（２）西東京市勤労者等住宅資金融資あっせん制度の見直しについて

西東京市勤労者等住宅資金融資あっせん制度について、現在利用件数は5件に止まっており、このうち2件は旧保谷市からの実績となっている。また、平成19年度以降においては、融資実行の実績がない。

一方、区部を含む他の29団体の動向は、同様の制度を有しない又は現在存続していない団体は14団体となり、現在制度を有する15団体でも平成22年度に実績のあった団体は8団体となっている。

その背景として、住宅や教育など生活に密着した住宅等の融資に関しては、民間において金利を低く設定したり利用方法に工夫を凝らしたりするなど商品のバリエーションも充実しており、この分野は民間で十分対応できるものと考えられ、制度創設当時の目的及び行政の担うべき役割は、すでに終了しているものと推察する。

以上のことを踏まえ、本制度については、廃止する方向で検討すること。

ただし、既存の住宅に対するバリアフリーや耐震化への対応などの行政需要は、今後も見込まれることから、個別の政策課題として検討されたい。

以上